

随 時 監 理

令和 7 年度

仕 様 書

(随時監理用)

委託業務名：R 7 営繕 吉野川合同庁舎 吉・川島 本館棟外壁改修監理業務

徳島県県土整備部営繕課

仕様書（随時監理用）

1 総則

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、設計図書（図面、工事仕様書等（閲覧補足説明書及び同書に対する質問回答書を含む、以下同じ。）をいう。以下同じ。）、工事請負契約書及び関係法令の内容について熟知の上、工事現場の状況に精通し、工事が完全に施工されるよう公正な立場に立って、かつ責任をもって以下の監理業務を行うものとする。
- (2) 委託者（以下「甲」という。）は、対象工事の監督員業務のうち、本仕様書で定める業務について乙に委託する。
- (3) 乙は、本業務を履行するにあたり業務担当技術者を定めるものとする。また、乙は業務担当技術者のうちから監督員の業務を分担する者を定め甲に通知し、その承諾を得るものとする。
- (4) 乙は工事監理にあたり、設計、施工内容上疑義が生じた場合は、直に県の監督員（以下「県監督員」という。）に通知し、県監督員及び県が必要と認めて派遣する設計者と協議のうえ、適切に監理を行うものとする。
- (5) その他、この仕様書に定める業務の処理に関して疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議して定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 R 7 営繕 吉野川合同庁舎 吉・川島 本館棟外壁改修監理業務
- (2) 業務箇所 吉野川市川島町宮島
- (3) 履行期間 契約書による。
- (4) 業務対象工事

本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、下記のとおりとする。

工 事 名	工 期	設計金額(千円)	備 考
R 7 営繕 吉野川合同庁舎 吉・川島 本館棟外壁改修工事	契約締結日の翌日から 280 日間	約 61,500 千円	

3 業務内容

(1) 設計監理業務

- ア 設計意図を工事請負業者に正確に伝えるために必要な打合せ及び図面等の作成
- イ 設計図書に基づいて工事受注者が作成する各種施工図、模型、材料、仕上げ見本及び機器製作図の検討及び承諾
- ウ 設計変更が生じた場合の、県監督員等との協議並びに設計変更図書の作成及び工事費の積算
なお、変更設計書については、営繕積算システム R I B C 2 データで提出すること。

(2) 現場監理業務

- ア 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査
- イ 契約の履行に関し、県監督員が工事受注者に対して行う指示、承諾又は協議についての事前の検討
- ウ 工事に関連する関係諸機関との協議
- エ 関連する 2 以上の工事における工程等の調整
- オ 県監督員と工事受注者及び関係機関等との連絡
- カ 工事の内容に変更等の必要があると認められた場合、その理由及び事項の報告
- キ 対象工事の竣工検査及び部分払い検査に対する協力
- ク 契約図書に基づき、工事受注者から県監督員に提出される書類等の整理
- ケ 工事に関する官公署への提出書類等の作成
- コ 定例会及び県監督員との協議等の議事録の作成
- サ 現場定例会議への参加と会議の進行に係る業務（管理技術者：1 回/月、主任担当技術者：毎回）

4 業務担当技術者の種別及び資格等

業務担当技術者は次のとおりとする。

(1) 管理技術者（1 名以上）

管理技術者は、一級建築士の資格を有し、かつ対象工事全般についてその設計図書を掌握し、工事の施工監理について高度の技術・経験及び能力を有するものとする。

(2) 主任担当技術者（建築担当技術者、設備担当技術者 各 1 名以上 ただし、上記（1）以外の者とする）

主任担当技術者は、工事について、その設計意図を十分に理解し、設計内容に精通すると共に、工事の施工監理について相当の経験と能力を有するもので、大学卒業後 5 年以上又はそれと同等の経験を有するものとする。

5 業務の処理要領

(1) 甲は県監督員を定め乙に通知する。

(2) 甲は対象工事について、工事請負契約の締結又は変更を行った場合、若しくは工事受注者に対して、この業務に関する内容の指示を与えたときは、遅滞なく乙にその内容を通知するものとする。

なお、工事受注者に対する設計変更指示は、甲のみが行い、乙が行うことはできない。

(3) 乙は、業務の経緯及び履行状況が確認できるように、必要な図書及び記録を整理し、県監督員の指示により直ちに提出するものとする。

(4) 乙は、業務を処理した場合は、その都度、その概要を文書により県監督員に報告するものとする。

(5) 乙の担当職員と県監督員の上記以外の処理業務については、別表「工事監理業務一覧表」によるものとする。また、当該業務の処理方法は、別に定める「工事監理業務処理要領表」を参考にする。

なお、別表に定めのない事項については、甲乙協議のうえ実施するものとする。

- (6) 乙は、甲に下記の書類を提出するものとする。
なお、様式については甲の指示によるものとする。

ア 着手時

- ・業務計画書

イ 各月末(翌月の10日までに提出)

- ・工事監理状況報告書

ウ 部分引渡し時

- ・委託業務部分引渡しに係る検査請求書
- ・工事進行写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

エ 完了時

- ・委託業務完了検査請求書
- ・工事竣工及び完了写真、監理日誌、打合せ簿及び各種記録簿

オ 随時

- ・別表「工事監理業務一覧表」で定められた報告書類
- ・その他必要な書類

6 貸与品、その他

- (1) 対象工事の設計図書に定められた監督員事務所及びその備品のうち、県監督員の指定するものは、この業務に関し無償で使用するすることができる。これらの貸与品は、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- (2) この業務を行うに必要な業務資料は、貸与又は閲覧することができる。貸与されたものは業務完了時に、速やかに返却するものとする。
- (3) 年度末及び部分引渡し時には、工事の出来高に応じ、各年度の契約額の範囲内で部分引渡しに係る業務委託料の支払いをすることができる。
- (4) 工事の出来高については、令和7年度：90%、令和8年度：約10%である。
- (5) 追加設計変更が生じた場合は、営繕課が定める監理委託料変更算定基準により委託料の変更を行う。
ただし、設計に契約不適合がある場合は除く。（契約不適合がある場合は当初設計受託者が設計変更を行う）

別 表

工 事 監 理 業 務 一 覧 表

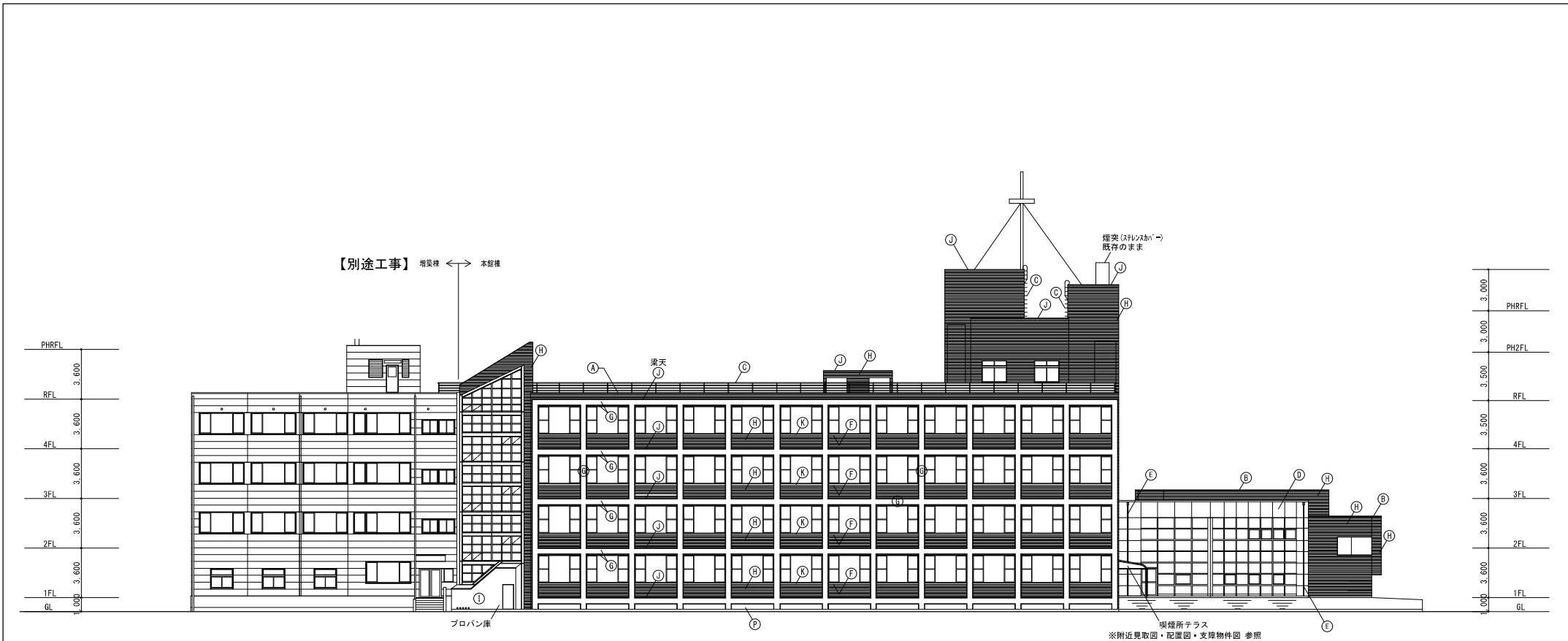
業 務 事 項	処 理 区 分	業 務 担 当 技 術 者							県 監 督 員					備 考	
		立会	指示	承諾	確認	検査	協議	調査	報告	立会	同意	確認	検査		処理
1 書類関係															
工 事 工 程 表												○		○	工程段階支払率表による 県へ直接
現場代理人及び主任技 術者等選任(変更)通知書												○		○	県へ直接
施 工 管 理 技 術 者					○				○			○			
技 術 者 台 帳												○		○	県へ直接
電 気 保 安 技 術 者					○				○			△			
工事用電力設備保安責任者					○				○			△			
技 能 資 格 者 証 明					○				○			△			
技能士チェックシート					○				○			△			
施 工 体 系 図					○			△	○			○		△	
施 工 体 制 台 帳					○			△	○			○		△	
再 下 請 負 通 知 書					○			△	○			○		△	
工事实績情報サービス (CORINS)												○		○	県へ直接
官 公 署 竣 工 検 査	○				○				○	○		○		○	消防署、労基局、警察 署、保健所等
工事部分払検査請求書					○				○			○		○	
工 事 施 工 報 告 書					○				○			○		○	
工事報告(進達質疑)書									○			○		○	
火 災 保 険 等					○				○			○		○	火災保険、建設工事
事 故 報 告 書					○			○	○			○		○	
工事中止・解除通知	○							○	○	△		○		○	
設計変更箇所一覧表					○			△	○			○			計画通知と発注図の整 合確認及び報告書の提 出を含む。
設計変更箇所確認書					○				○			○		○	
材 料 品 検 収 願					○			△	○			○			出荷証明等
工事竣工検査請求書					○				○			○		○	
完成図・工事写真 そ の 他					○				○			○		○	保全に関する資料

業 務 事 項	処 理 区 分	業 務 担 当 技 術 者							県 監 督 員					備 考
		立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査	
2 準 備														
工 事 予 定 表					○				○		○			
実 施 工 程 表			△	○					○		○			
総 合 施 工 計 画 書			△	○					○		○			
施 工 見 本	△			○	○				○	△	○			
仕上材、(色)の決定	○			○	○				○	△	○			
施 工 図			△	○					○		△			
工種別施工計画書			△	○					○		○			
3 材 料														
配 合 計 画 書			△	○					○		○			
機 器 製 作 図 (機 材 承 認 図)			△	○					○		○			
同 等 品 使 用 願					○			○	○			○		○
材 料 品 検 収 願			△	○		○			○		○			
材料・製品検査(試験) 工 場 検 査	△	△			○	△			○	△		△	△	
4 安 全 関 係														
支 障 物 件 確 認 書	○				○				○	△		○		支 障 物 件 確 認 書
	県監督員の確認後の工事着手とする。													
仮 囲 い 等	○				○				○	△		△		安全再確認シート
墜落防止チェックシート					○				○			△		
足 場	○				○				○	△		○		足場チェックリスト
	県監督員の確認後の足場使用開始とする。													
5 施 工														
敷 地 調 査	○				○				○	△		△		
一工程の施工の確認	○	△	○	○	○				○	△	○	△	△	1 工程毎
工 法 提 案							○		○			○		
文 化 材 発 見	○				○				○	△		△		
発 生 材 処 理	△				○				○	△		△		

処理区分 業務事項	業務担当技術者								県監督員					備考
	立会	指示	承諾	確認	検査	協議	調査	報告	立会	同意	確認	検査	処理	
各種試験立会	○		○	○	○			○	△		△			
各種現場対応	○		○	○	○	○		○	△		△			
防水改修工事	○	△	○	○	○			○	△	○	△			
外壁改修工事	○	△	○	○	○			○	△	○	△			
塗装改修工事	○	△	○	○	○			○	△	○	△			
喫煙所改修工事	○	△	○	○	○			○	△	○	△			
機器搬入取付			○		△			○		△	△			
各工事区分間の調整			○	○			○	○		○			○	
施設管理者と各工事との調整			○	○			○	○		○			○	
埋設物等の重要な施工	△		○	○	○			○	△	○	△			スリーブ配管、インサート取付等
設備機能試験 (検査・調整を含む)	○				○			○	△		△			
各種測定結果表				○				○			△			
公害関係	○		○					○		○			○	
部分払検査 中間検査	○				○			○	○			○	○	
竣工検査	○				○			○	○			○	○	
手直し検査	○			○	○			○	○		○	○	○	

凡例：△ 必要とする場合のみ

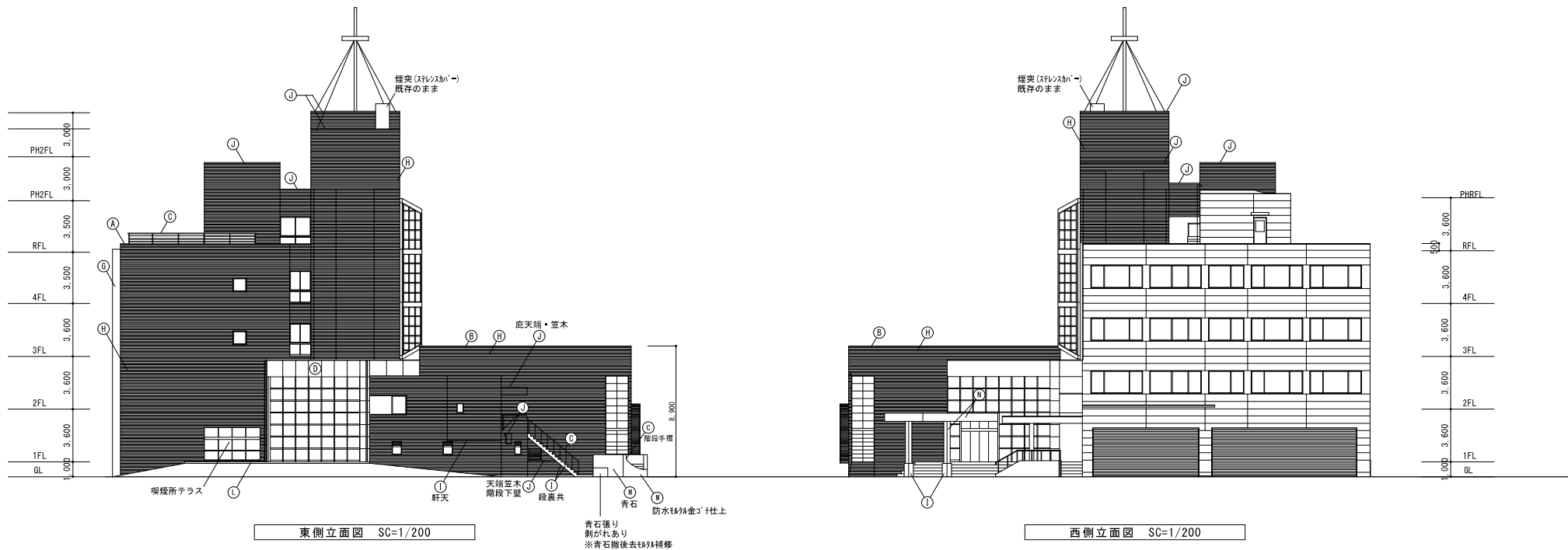
(注) 立会等 の用語の定義は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書による対象工事により必要となる業務事項を適用する



南側立面図 SC=1/200

外部仕上り表 (本館棟)							
記号	部位	改修前・後	仕上	記号	部位	改修前・後	仕上
A	屋根 屋上笠木	改修前	強化ビニル樹脂系シート防水機械固定工法S-42(立ち上がり部 接着工法S-42)	I	外壁2	改修前	コケト打放し目地切の上吹付タイル
		改修後	既存のまま (水洗いを行う)			改修後	サドル工法による既存塗膜除去後、下地調整の上 吹付タイル
B	笠木	改修前	杉・桧・松	J	梁上端 応天端・底笠木 杉・桧・松	改修前	防水タイル金ゴテの上 塗膜防水
		改修後	既存のまま			改修後	下地調整(サドル系)の上 塗膜防水 X-2
C	鉄部	改修前	鉄部 叩き塗り：屋上手摺、階段手摺、丸環19φ丸鋼、地盤タイル16φ丸鋼	K	窓台	改修前	サドル・サドル
		改修後	下地調整の上 DP塗り			改修後	既存のまま
D	タイル	改修前	タイルタイル 100×100	L	玄関扉・扉 県民ホール扉	改修前	半磁器質タイルタイル貼り
		改修後	目地シーリング 打替え			改修後	既存のまま
E	欄干	改修前	タイルタイル105φ	M	ドアカン	改修前	ドアカン内装：防水タイル金ゴテ仕上、外壁：青石
		改修後	既存のまま			改修後	内外壁水洗い、青石一部剥がれ部分撤去 タイル金ゴテにて補修 (t=60 950×600程度)
F	軒天・応天 窓台裏タイル	改修前	タイルタイル105φ AEP塗り、タイルタイル板AEP塗り	N	車寄	改修前	鉄骨造 屋根タイル1.6下地シート防水 軒天タイルタイル105φ t=1.2 応天付・柱型 タイルタイル裏面貼付
		改修後	下地調整の上 DP塗り			改修後	目地シーリング 打替え
G	柱及び梁	改修前	磁器質タイルタイル	O	タイル ※建具表参照	改修前	タイルタイル、タイルタイル、タイルタイル
		改修後	既存タイル面剥離 ひび割れ部及び浮き割補修			改修後	タイル面内 シーリング 打替え、タイルタイル：下地調整の上 DP塗り (黒表・枠とも)
H	外壁1	改修前	2丁掛タイル	P	巾木	改修前	タイルタイル
		改修後	既存タイル面剥離 ひび割れ部及び浮き割補修			改修後	既存のまま

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R7 営繕 吉野川合同庁舎 吉・川島 本館棟外壁改修工事	図面番号	A-08	株式会社 西田 設計	1級建築士登録 第 284578 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-23-2 TEL (088) 654-7766 (代) • FAX (088) 654-7769
設計	竣工	図面名	立面図 (2)	縮尺	S=1/200		



外部仕上げ表 (本館棟)							
記号	部位	改修前・後	仕上	記号	部位	改修前・後	仕上
A	屋根 屋上笠木	改修前	強化ビニル樹脂系シート防水機械固定工法S-42(立ち上がり部 接着工法S-42)	I	外壁2	改修前	コナート打放し目地切の上吹付タイル
		改修後	既存のまま (水洗いを行う)			改修後	サドル工法による既存塗膜除去後、下地調整の上 吹付タイル
B	笠木	改修前	杉・桧・松	J	梁上端 応天端・底笠木 杉・桧・松	改修前	防水タイル金ゴテの上 塗膜防水
		改修後	既存のまま			改修後	下地調整(タイル系)の上 塗膜防水 X-2
C	鉄部	改修前	鉄部 叩塗り：屋上手摺、階段手摺、丸環19φ丸鋼、地盤タイル16φ丸鋼	K	窓台	改修前	タイル・タイル
		改修後	下地調整の上 DP塗り			改修後	既存のまま
D	タイル	改修前	タイルタイル 105φ	L	玄関前 床タイル床	改修前	半磁器質タイルタイル貼り
		改修後	目地シーリング 打替え			改修後	既存のまま
E	種	改修前	タイルタイル105φ	M	ドクトル	改修前	ドクトル内壁：防水タイル金ゴテ仕上、外壁：青石
		改修後	既存のまま			改修後	内外壁水洗い、青石一部剥がれ部分撤去 タイル金ゴテにて補修 (t=60 950×600程度)
F	軒天・応天 窓台裏タイル	改修前	タイルタイル・タイル AEP塗り、タイルタイル板 AEP塗り	N	車寄	改修前	鉄骨造 屋根タイル・6下地シート防水 軒天タイルタイル 105φ t=1.2 応天付・柱型 タイルタイル裏面貼付
		改修後	下地調整の上 DP塗り			改修後	目地シーリング 打替え
G	柱及び梁	改修前	磁器質タイルタイル	O	タイル ※建築家参照	改修前	タイルタイル、タイルタイル、タイルタイル
		改修後	既存タイル面剥離 ひび割れ部及び浮き割れ補修			改修後	タイル面内 シーリング 打替え、タイルタイル：下地調整の上 DP塗り (黒表・粉とも)
H	外壁1	改修前	2丁掛タイル	P	巾木	改修前	タイルタイル
		改修後	既存タイル面剥離 ひび割れ部及び浮き割れ補修			改修後	既存のまま

徳島県県土整備部管轄課		工事名	図面番号	株式会社 西田 設計
設計		R 7 番橋 吉野川合同庁舎 吉・川島 本館棟外壁改修工事	A-09	
竣工		図面名	縮尺	1級建築士登録 第 284578 号 山田 学 〒770-0943 徳島市中昭和町 2-23-2 TEL (088) 654-7766 (代)・FAX (088) 654-7769
		立面図 (3)	S=1/200	